

亀山市告示第56号

亀山市社会的事業所創業支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年3月31日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市社会的事業所創業支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市社会的事業所創業支援事業補助金交付要綱（平成26年亀山市告示第56号）の一部を次のように改正する。

第6条中「最初に補助金の交付を受けた年度から3年間」を「社会的事業所が創業を開始した日以後4年間」に改める。

様式第17号を次のように改める。

様式第17号（第12条関係）

事業売上等の状況報告書

月	事業売上額	必要経費額	収益額	具体的な事業内容
4月	円	円	円	
5月	円	円	円	
6月	円	円	円	
7月	円	円	円	
8月	円	円	円	
9月	円	円	円	
10月	円	円	円	
11月	円	円	円	
12月	円	円	円	
1月	円	円	円	
2月	円	円	円	
3月	円	円	円	
計	円	円	円	

様式第 2 1 号中「予算額」を「決算額」に改める。

附 則

この告示は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。